審理事務研修Ⅱ

グループ通算制度の概要について





※ 音声のボリュームは、各自のパソコンで設定・調整してください。 (音声が聞こえない場合は、ヘッドホンやパソコンの設定が『消音』になっていないか確認して会 確認方法:スタート→設定→システム→サウンド→ボリューム:×印は消音。スライドを動か場 解除する。)

※ 一時停止する場合は右クリックし、「一時停止」を選択してくだ。

課税第二部 法人課税課

グループ通算制度について

- 1 グループ通算制度とは
- 2 グループ通算制度に係る申請・申告等
- 3 グループ通算制度における所得金額及び法人税額の計算等

1 グループ通算制度とは

- グループ通算制度の概要
- (1) 適用開始時期
 - ・ 令和2年度税制改正により、連結納税制度から移行
 - ・ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用

(2) 制度の概要

- 完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、所得金額及び法人税額の計算並びに申告は各法人が行うが、同時に企業グループの一体性からあたかも一つの法人として捉え、企業グループ内で損益通算等の調整を行う。
- 後発的に修更正事由が生じた場合、原則、他の通算法人の税額計算に反映を記ない(遮断措置)。
- ・ グループ通算制度の開始・加入時の時価評価課税及び欠損金の持込み等につい 組織再編税制と整合性が取れている。

1 グループ通算制度と

1 グループ通算機能と

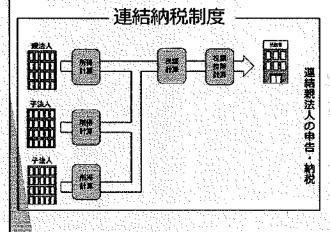
〇連結納税制度とグループ通算制度における主な相違点

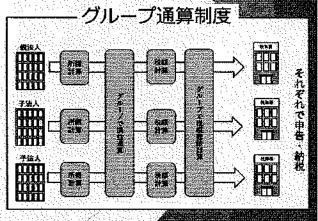
	grant as an indicate the head plant is latter.	
項目	連結納稅制度	グループ追算制度
損益通算及び欠損金 の通算	連結グループの連結所得は、グループ内 の連結法人の個別所得金額を合算して計 算する。	欠損金額が生じた通算法人の欠損金額と所 得金額が生じた通算法人の所得金額を損益 通算する。
申告・納税方法	連結親法人が申告及び納付を行う。	各通算法人を納税単位として、各通算法人 が個別に申告及び納付を行う。
修正・更正の取扱い	選結グループ内の一の法人で修正・更正 事由が生じた場合、連結所得金額及び法 人税額の計算に反映させる仕組み。	修正・更正により通算前所得(欠損)金額 が当初申告から変更となった場合、原則と して、損益通算できる損失等の額を当初申 告額に固定することにより、通算グループ 内の他の法人の所得金額及び法人税額の計 算に反映させない(遊断措置)。

○ グループ通算制度のイメージ

1 グループ通算制度と

完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に 法人税額の計算及び申告、グループ内で損益通算及び税額控除計算を調整





1 グループ通算制度を

9局部三先系列 4:115年9月

グループ選算制度に係る個別照会への当面の対応について(指示)

(趣旨)

連結約税制度からグループ通算制度に移行したことにより、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を解決を使って、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行うことから、グループ通算制度に係る個別照会があった場合の相談体報を整備を図るものである。

1 基本的な対応

通算親法人又は通算子法人(以下「通算法人」という。)から通算制度個別照会(注)があった場合は、当該機能 の所轄署法人課税部門において回答する。

の所語者法人は代記 JICおいて自合する。 なお、相談指針等において、原則として、納税者本人又は納税者から委任を受けた税理士以外からの個別既会には、 しないこととしているが、通算親法人から通算親法人所轄著に対して通算グループ内の各通算子法人に係る通算制度 会があった場合には、通算親法人の所轄署において対応することとして差し支えない。 おって、グループ通算制度の承認申請や確定申告書の提出期限の延長に係る申請など、通算親法人が行うことを選択し

おって、グループ通算制度の承認申請や確定申告書の提出期限の延長に係る申請など、通算親法人が行うことを いる各種申請に関する通算制度個別照会については、通算親法人の所轄署法人課税部門が通算親法人から照会を する。

2 単体的か対応

通算法人の所轄署は、通算制度個別照会についてそれぞれ次のとおり対応する。 なお、通算制度個別照会に対しては、原則として、審理専門官又は審理担当官(以下「審理専門 会法人に回答する。

1 グループ通貨制度と

##22 で () **485年7月**

通算法人に係る当面の事務実施要領について(指示)

- 6 仮計算決議書等の作成
- (1) 調査対象法人所轄部署

「明宣なるな人が行われる。 調査対象法人所轄部署(通算法人のうち調査を実施した法人を所轄する部署をいう。以下同じ。)は、非議場 項の内容(金額及び理由を含む。)を整理し、KSKシステムや通算オープンシステム等により、次の無限の ち必要なものを作成し、審理担当官の審理を了するほか、署の幹部による事前審議を必要とする場合は 審議会に付議した後、所要の決裁を了する。

- 8 運断措置判定及び全体再計算
- (1) 遮断措置判定

親法人所轄部署は、上記7「仮計算決議書等の取りまとめ」で取りまとめた書類を基に、「遮断措置・会計算判定表」(様式11)や通算オープンシステムを活用するなどして遮断措置判定を行い、次のイから発定める書類により親法人所轄部署の審理担当官の審理を了する。

なお、適断措置判定の結果、全体再計算を行う必要がある場合は、下記(2)で作成する資料についる。 下記11(1)イ(0)に従い作成した外国税額控除に係る固定措置判定に関する書類についても、同時においる 審理を了することに留意する。

おって、損益通算の濫用防止規定(法第64条の5第8項)の適用についての判定が必要な 署において行う。

グループ通算制度について

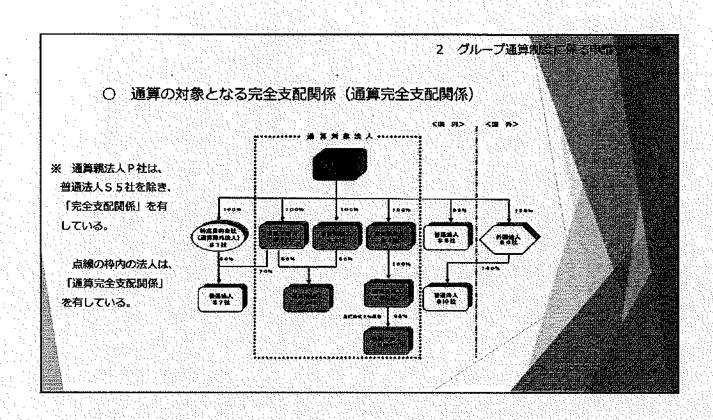
- 1 グループ通算制度とは
- 2 グループ通算制度に係る申請・申告等
- 3 グループ通算制度における所得金額及び法人税額の計算等

2 グループ通算制度に係る時間

2 グループ通算制度に係る申請・申告等

- 〇 適用対象法人
 - 内国法人及びその内国法人との間にその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人の全てが国税庁長官の承認を受ける必要がある。
 - ・ 適用対象法人は、親法人(普通法人又は協同組合等のうち、次頁①から⑥までの法人のいずれにも該当しない法人)及びその親法人との間にその親法人による完全支配関係がある他の内国法人(次頁③から⑦までの法人以外の法人)に限る(法64の9①)。

2 グループ通算制度に係る申請 下表の法人はグループ通算制度の適用を受けることができない。 想进人 子法人 ① 清算中の法人 ② 普通法人(外国法人を除く。) 又は協同 組合等との間にその普通法人又は協同組合 等による完全支配関係がある法人 ③ 通算制度の取りやめの承認を受けた法人でその承認日の属する事業年度終了の日の翌日 以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していない法人 属する事業年度終了の日までの期間を経過していない法人 ⑤ 青色申告の取りやめの届出書を提出した法人でその提出をした日以後1年を経過する日 の属する事業年度終了の日までの期間を経過していない法人 ⑥ 投資法人、特定目的会社(これらに類する一定の受託法人) ⑦ その他一定の法人(普通法人以外の法人、 破産手続開始の決定を受けた法人等)



2 グループ通算制度に係る申請

- 通算の対象となる完全支配関係(通算完全支配関係)
 - ・ 「完全支配関係」とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する一定の関係又は一の者との間に一定の関係がある法人相互の関係をいう(法2十二の七の六)。
 - ・ 「通算完全支配関係」とは、通算親法人と通算子法人との間の 完全支配関係(通算除外法人及び外国法人が介在しない一定の関係 に限る。)又は通算親法人との間にその完全支配関係がある通算 法人相互の関係をいう(法2十二の七の七)。

2 グループ通算制度に概念単元

〇 申請

・申請期限

原則として、親法人のグループ通算制度の適用を受けようとする最初の 業年度開始の日の3月前の日(法64の9②)

・申請者、申謂先

親法人及びその親法人との間にその親法人による完全支配関係がある他の 内国法人の全ての連名で、承認申請書を親法人の納税地の所轄税務署長を経 由して、国税庁長官に提出(法64の9②)

○ 承認(みなし承認)

グループ通算制度の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の前にでにその申請につき通算承認又は却下の処分がない場合、親法人及びえる人との間にその親法人による完全支配関係がある他の内国法人の全国人との事業年度開始の日において通算承認があったものとみなされば同じかりが発生(法64の9⑤⑥)

	ープ通算制度の取りやめ等 D事実が生じた場合、通算承認の効力は失われる。	神 底に係る中部
納税の手		1.57.57
承認の申請の申請の	① やむを得ない事情があり、「グループ通算制度の取りやめの承認の申請書」を提出し、国税庁長官の承認を受けたこと(法64の10①~④)	通算法人主义
	② 育色申告の承認の取消しの通知を受けたこと (法64の10億、法127) ※ 自ら育色申告の取りやめはできない (法128) .	当該対象通貨工人
戦した曹翔(戦脱畠出)	(3) 通算親法人の解散 (法64の10億一) (4) 通算親法人が公益法人等に該当することとなったこと (法64の10億二) (5) 通算親法人と内国法人 (普通法人又は協同組合等に限る。) との間に当該内国法人による完全支配関係が生じたこと (法64の10億三) (6) 通算親法人と内国法人 (公共法人又は公益法人等に限る。) との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと (法64の10億四)	通算法人全て
しなくなった旨を記	 ③ 通算子法人の解散(合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。)又は残余財産の確定(法64の10億五) ③ 通算子法人が通算報法人との間に当該通算親法人による通算完全支配関係を有しなくなったこと(法64の10億大) ④ ②®の事実又は適質子法人について②により通算承認が効力を失ったことに基因して通算法人が通算規法人のみとなったこと(法64の10億七) 	ACCEPTED TO

2 グループ通算制度に係る申請

〇 申告

- ・ 通算グループ内の各通算法人を納税単位として、各通算法人が法人税額の計算及び申告を行う(法74①)。
- 資本金(出資金)が1億円超であるか否かにかかわらず、e-Taxによる申告素料 有り(法75の4①②、規36の4)。
- ・ 各事業年度終了の日の翌日から2月以内に申告(法74①)。
- 申告期限の延長の特例(申請手続)

通算法人が通算承認前に「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」の承認を受けていた場合、通算制度の承認により、通算承認前の期限延長の特例の効果力は失われることとなる(法75の2回五)。

そのため、通算承認後、適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から経過 以内に通算親法人から改めて申請が必要となる(延長の特例は全ての通算法という 用される)(法75の2③⑪一、二、三)。

2 グループ通算制度に係る事績

○ 申告期限の延長の特例(延長期間)

申告期限の延長期間は、以下の場合によりそれぞれ異なる(法75の20)

- ① 定款等の定め又は特別の事情により事業年度終了の日の翌日から2月以内に株主総会が招集されない常況にあり、又は通算法人が多数に上る等の理由により事業年度終了の日の翌日から2月以内に申告できない常況にあると認められる場合 → 2月
- ② 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより事業年度終了の日の翌日から4月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合 → 4月を超えない範囲で税務署長が指定する月数
- ③ 特別の事情により事業年度終了の日の翌日から4月以内に決算についての 定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認 められる場合 → 税務署長が指定する月数

2 グループ通算制度に係る申請

○ 事業年度

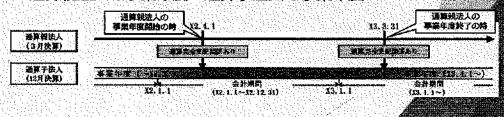
・ 通算子法人の事業年度 (法14③)

通算親法人の事業年度開始の時にその通算親法人との間に通算完全支配関係があ 通算子法人の事業年度

→ 通算親法人の事業年度開始の日に開始する

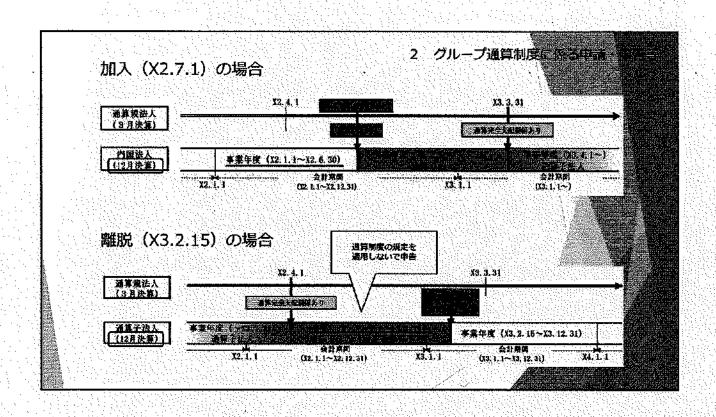
通算親法人の事業年度終了の時にその通算親法人との間に通算完全支配関係がある 通算子法人の事業年度

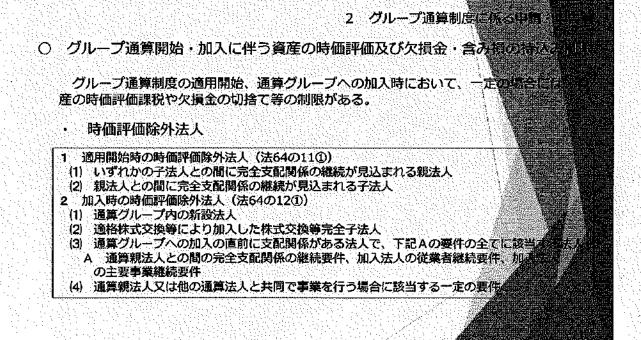
- → 通算親法人の事業年度終了の日に終了する
- ⇒ 通算親法人の事業年度 = 通算子法人の事業年度



2 グループ通算制度に係る事情

- 加入・離脱に係る事業年度の特例
 - ・ 次の事実が生じた場合には、その事実が生じた内国法人の事業年度は、 それぞれ次に定める日の前日に終了し、これに続く事業年度は、②の内 国法人の合併による解散等の場合を除き、それぞれ次に定める日から限 始する(法14④)。
 - ① 内国法人が通算親法人との間にその通算親法人による完全支配関係 を有することとなったこと
 - → その有することとなった日(加入日)
 - ② 内国法人が通算親法人との間にその通算親法人による通算完全支配関係を有しなくなったこと
 - → その有しなくなった日(離脱日)





2 グループ通算制度を係る甲属

- グループ通算開始・加入に伴う資産の時価評価及び欠損金・含み損の持該表別
 - 時価評価除外法人の欠損金額の切捨て等

- ① 支配関係発生後に新たな事業を開始した場合には、支配関係発生前に生じた欠損金額及び支配関係発生前から有する一定の資産の開始・加入前の実現損から成る欠損金額は切り捨てられるといった。支配関係発生前から有する一定の資産の開始・加入後の実現損に係る金額は損金不算人ときれる(法57®、64の14②)。
- ② 多額の償却費の額が生ずる事業年度に通算グループ内で生じた欠損金額については、損益を収対象外とされた上で、特定欠損金額とされる(法64の6③、64の7②三)。
- ③ 上記①又は②のいずれにも該当しない場合には、通算グループ内で生じた欠損金額の 関係発生前から有する一定の資産の実現損から成る欠損金額については、損益通貨の対象の た上で、特定欠損金額とされる(法64の6①、64の7②三)。

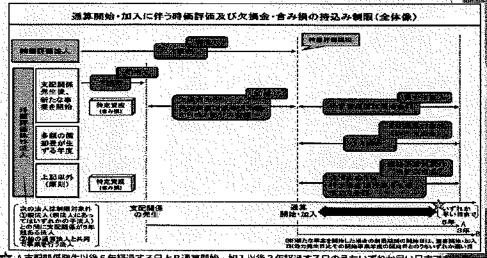
2 グループ通算制度に係る申請・

- 通算開始・加入に伴う資産の時価評価及び欠損金・含み損の持込み制限
 - ・ 時価評価法人の欠損金額の切捨て

時価評価除外法人以外の法人(時価評価法人)のグループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前において生じた欠損金額は原則として、ないものとする(つまり、切り捨てられる)(法57⑥)

2 グループ通算制度に係る事業

○ 通算開始・加入に伴う時価評価及び欠損金・含み損の持込み制限



☆ A支配関係発生以後5年経過する日とB通算開始・加入以後3年経過する日のうちいずれか早い日まで

2 グループ通算制度に係る申請。

- 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価・投資簿価修正

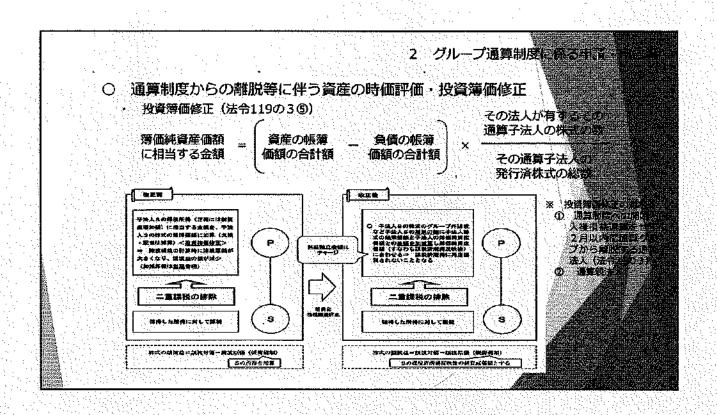


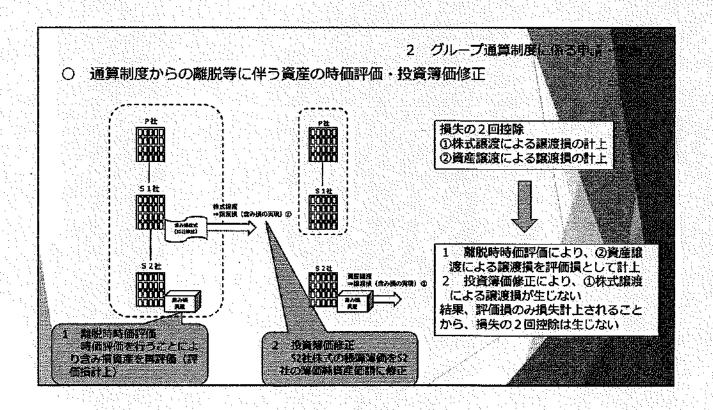
- 離脱時に時価評価・投資簿価修正することで

離脱に伴う時価評価

通算グループから離脱等により通算承認の効力を失う通算法人が、次の要件に該当する場合には、通算終了直前事業年度において、その有する一定の資産について時価評価により評価損益の計上を行うこととされる(法64の13①)。

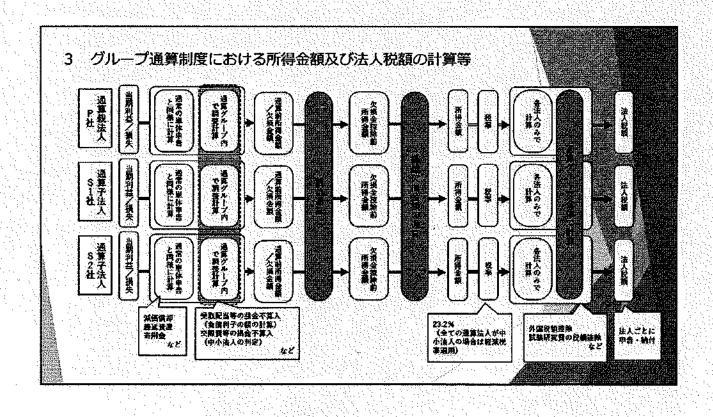
- ① 通算終了適前事業年度終了時前に行う主要な事業が引き続き行われることが見込まれていないこと(純資産の含み損がある場合を除く。)。
- ② その通算法人の株式又は出資を有する他の通算法人において<u>通算終了直前事業年度</u> 了時後にその株式又は出資の譲渡等による損失が生ずることが見込まれていること なお、対象資産は、帳簿価額が10億円を超える一定の資産のうち譲渡等による が生ずることが見込まれているものに限定される。
- ※ 通算制度への開始・加入後損益通算をせずに2月以内に通算グループから対して 通算子法人など一定の法人は時価評価の対象から除かれる。





グループ通算制度について

- 1 グループ通算制度とは
- 2 グループ通算制度に係る申請・申告等
- 3 グループ通算制度における所得金額及び法人税額の計算等



3 グループ通算制度における所得金額及の法人協議の

〇 損益通算

・ 所得事業年度の損益通算による損金算入 通算グループ内の欠損法人の欠損金額の合計額が、所得法人の所得の金額の合計額を限度として、その所得法人の所得の金額の比で各所得法人に配賦され、このラタ方式)、その配賦された通算対象欠損金額が所得法人の損金の額に算入される(法64の5①)。

※ 通算対象欠損金額(法64の5②)

① 血の通算法人の基準日に終了する事業 年度において生する通算能欠積金額の 合計額(その合計額が③の金額を超え る場合は③の金額)

② 遊算法人の所得事業年度の通算前所得金額

③ 通算法人の所得事業年度及び他の通算法人の基準 日に終了する事業年度の通算前所得金額の合計額

【参考】

- 1 所得事業平度とは、通算前所得金額の生ずる事業年度(その通算法人に採る通算製法人の事業 年度終了の日に終了する事業年度に限る。)をいう。
- 2 通算前所得金額とは、桐並通算及び欠損金の控除前の所得の金額をいう。
- 3 通算的欠損金額とは、調益通算前の欠損金額をいう。

3 グループ通算制度における所得金額及び法人制理の

〇 損益通算

・ 欠損事業年度の損益通算による益金算入 所得法人において損金算入された金額の合計額と同額の所得の金額が、契損 法人の欠損金額の比で各欠損法人に配賦され(プロラタ方式)、その配賦され た通算対象所得金額が欠損法人の益金の額に算入される(法64の5③)。

※ 通算対象所得金額(法64の5④)

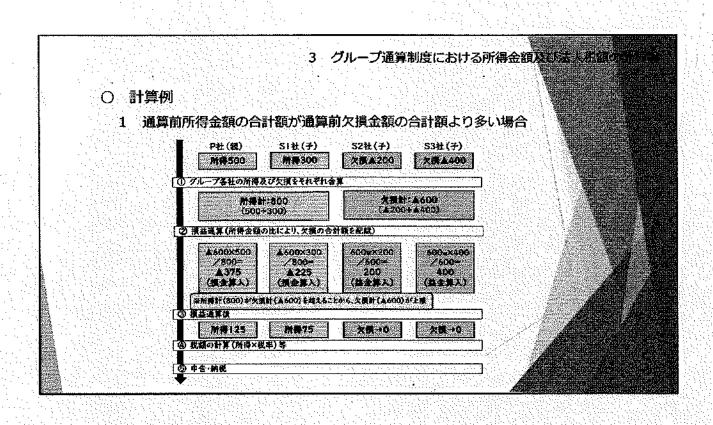
① 他の通算法人の基準日に終了する事業 年度の通算前所得金額の合計額(その 合計額が②の金額を超える場合は③の Aster

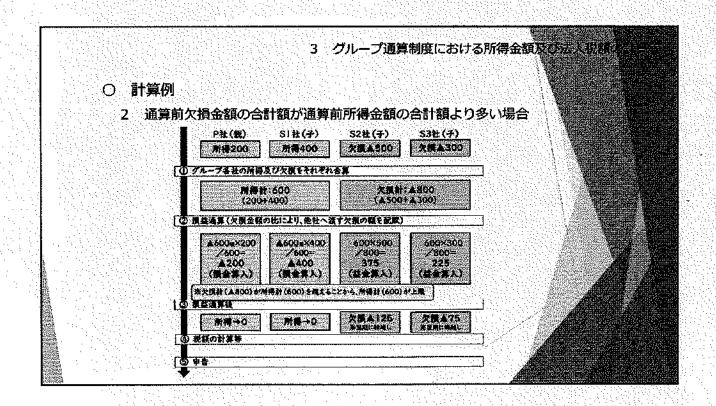
② 通算法人の欠損事業年度の通算前欠損金額

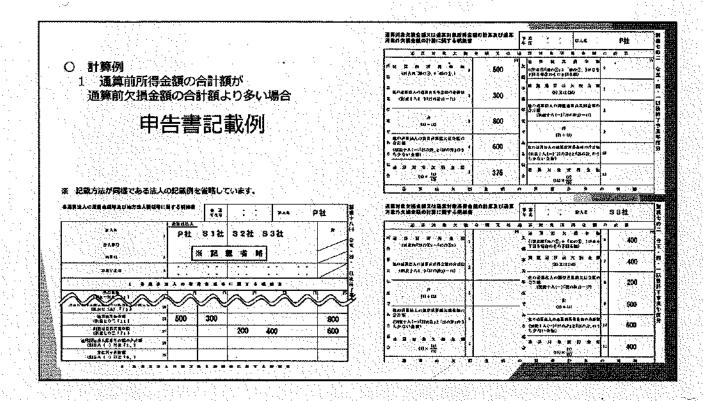
(3) 通算法人の欠損事業年度及び他の通算法人の基準 日に終了する事業年度の通算前欠損金額の合計額

【参考】

欠損事業年度とは、通算前欠損金額の生ずる事業年度(その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。)をいう。



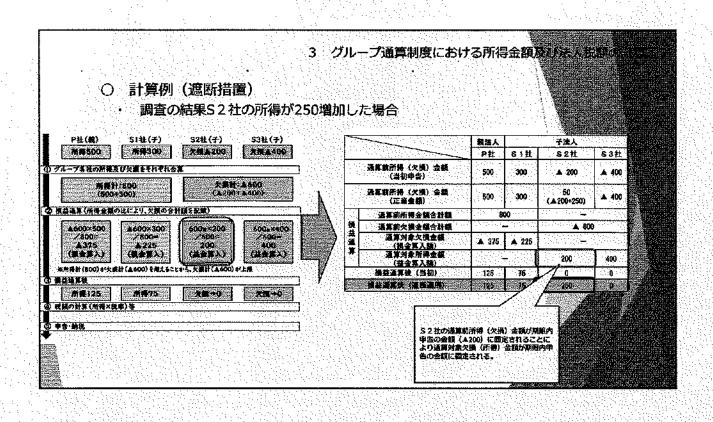




3 グループ通算制度における所得金額及び法人税額の

○ 遮断措置 (法64の5⑤)

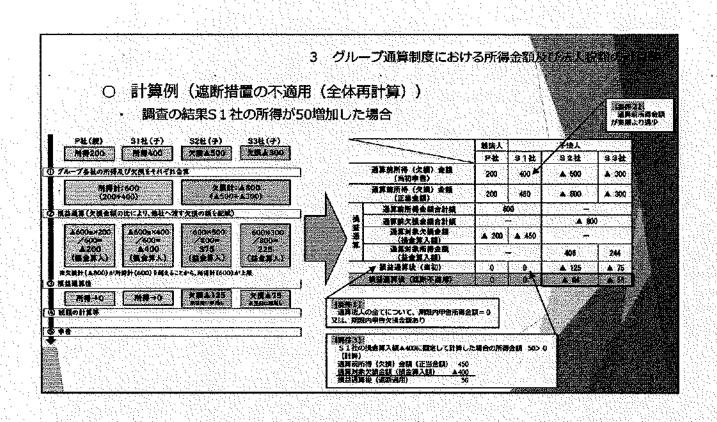
- 通算法人の当初申告における損益通算前の所得(欠損)金額の計算に誤す あった場合でも、各通算法人において損益通算の再計算は行わず、誤りがある。 通算法人についてのみ修更正を行う措置
- ※ 期限内申告をしなかった通算法人は、他の通算法人との損益通算はできない。 損益通算の計算において、期限内申告をしなかった通算法人の通算前所得(欠款金額は零となり、損金の額又は益金の額に算入される金額はないこととなる (法基通12の7-1-2)。



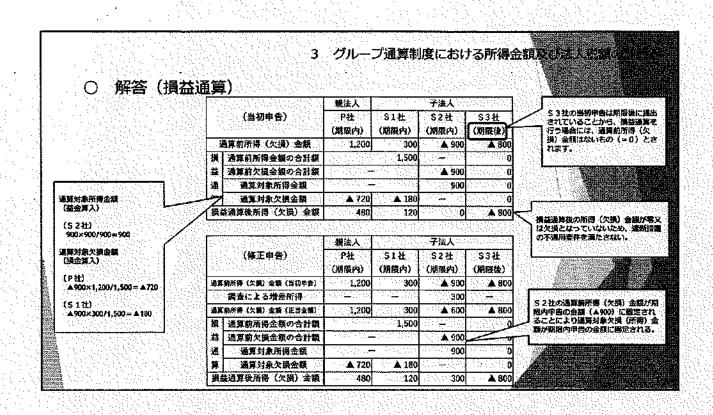
3 グループ通算制度における所得金額及び法人総額の

○ 遮断措置の不適用(全体再計算)

- ・ 次の1から3までに掲げる要件の全てに該当するときは、遮断措置は適用している(法64の5⑥、令131の7①)。
- 1 損益通算を行う各通算法人の事業年度の全てについて、期限内申告書にその事業年度の所得の金額として記載された金額が零であること又は期限内申告書にその事業年度の欠損金額として記載された金額があること【要件1】
- 2 損益通算を行う各通算法人の事業年度のいずれかについて、期限内申告書に添付された書類にその事業年度の通算前所得金額として記載された金額が過少であり、又は期限内申告書に添付された書類にその事業年度の通算前欠損金額として記載された金額が過大であること 【要件2】
- 3 損益通算を行う各通算法人の事業年度のいずれかについて、全体再計算の各規定(※)を 適用しないものとして計算した場合におけるその事業年度の所得の金額が零を超えること 【要件3】
 - (※) 損益通算の全体再計算(法64の5億)、欠損金の通算の全体再計算(法64の7億)、 関連法人株式等に係る配当から控除する負債利子の全体再計算(令19⑦)及び交際費等 の損金不算入制度における全体再計算(描法61の4億四)の規定をいう(令131の7億)
- ・ このほか、<u>遮断措置の規定の濫用を防止するため、一定の場合には、特別を全</u> 全体再計算措置が可能(法64の5®、64の7®二)



0	設例(損益通算)				
		親法人		子法人	
		P社 (期限内)	S1社 (期限内)	S2社 (期限内)	S.3 社 (期限後)
	通算前所得(欠損)金額 (当初申告)	1,200	300	▲ 900	▲ 800
	調査による増差所得			300	



3 グループ通算制度における所得金額及び放入が額の

〇 欠損金の通算

- ・ 欠損金額をその発生する事業年度内で損益通算しきれない場合(繰越**欠損金**度 発生する場合)
- ⇒ 繰越欠損金の控除(法57①)の適用を受ける事業年度(適用事業年度) 億元 いて、その繰越欠損金や損金算入限度額を通算グループ内の各通算法人間を配 賦
- ※ 期限内申告をしなかった通算法人は、配賦不可(法64の7個)
- 繰越欠損金の種類
 - ① 特定欠損金額

時価評価除外法人の最初通算事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額等をいう(法64の7②)。

- ⇒ グループ内での配賦不可
- ② 非特定欠損金額 特定欠損金額以外の欠損金額をいう。
 - ⇒ グループ内での配賦

3 グループ通算制度における所得金額及び法人機関の

〇 欠損金の通算

☆ 発生事業年度の古い繰越欠損金から手順1・2を繰り返す。

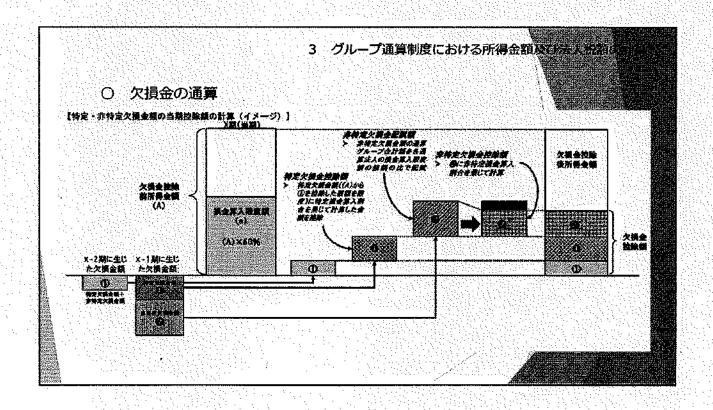
手順1 「特定欠損金額」を自己の欠損控除前所得金額の範囲内で繰越換機

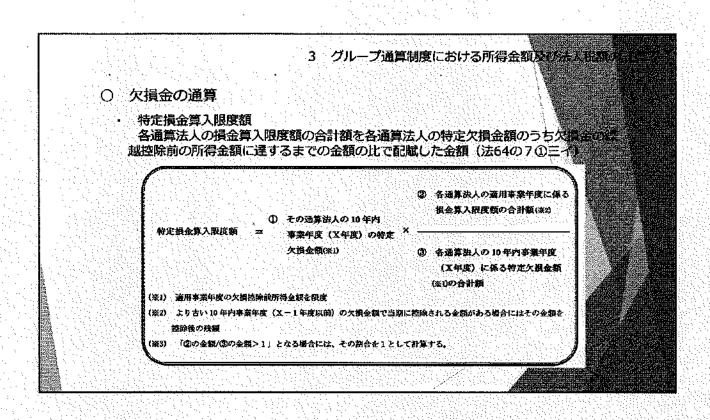
自己の損金算入限度額(欠損控除前所得金額の50%相当額、中小等は100%)と 係なく、自己の控除前所得金額の範囲内で控除

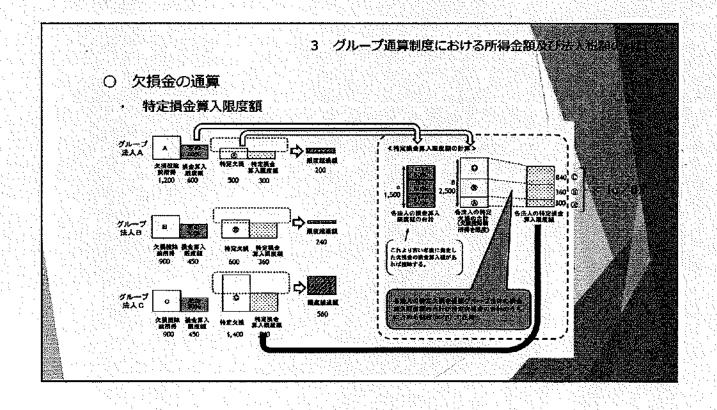
※ 通算グループ全体の特定欠損金額が通算グループ全体の損金算入限度額を整置する場合、特定損金算入限度額(法64の7①三イ)の範囲

手順2 <u>「非特定欠損金額」について、全法人分を合計して損金無入限度額</u> 比で配賦し、繰越控除

損金算入限度額=欠損控除前所得金額の50% (中小等は100%)







3 グループ通算制度における所得金額及び後人配額

- 〇 欠損金の通算
 - ・ 非特定損金算入限度額 非特定欠損金額は通算グループ全体で配賦できるため、10年内事業年度において生じた通算グループ全体の非特定欠損金額を各通算法人に配賦して非特定欠損金額を計算し(以下の(1))、非特定欠損金額のうち、非特定損金算入限度額までの金額を控除する(次頁の(2))。
 - (1) 非特定欠損金配賦額(法64の7①二八、三口)の計算

非特定欠損金配賦額 =

各遇算法人の10年内事業年度 = (X年度) に係る 非特定欠損金額の合計額

その通算法人の適用事業年度の 損金算入限度額(※) 各通算法人の適用事業年度に係る 損金算入限度額(※)の合計額

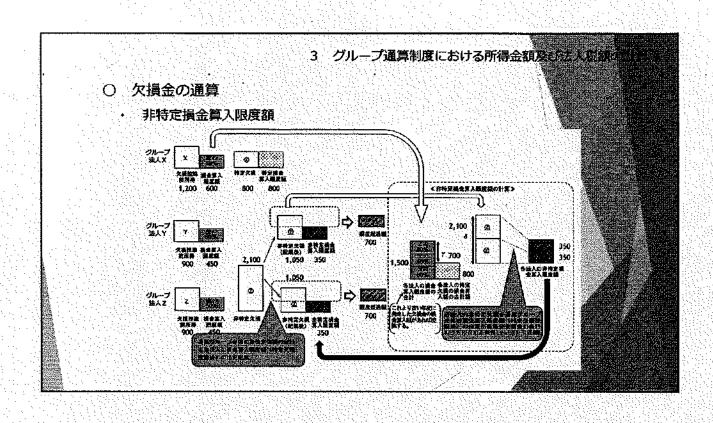
(※) より古い10年内事業年度(X-1年度以前)の欠損金額及び10年内事業年度(X年度)の 特定欠損金額で、当期に控除される金額がある場合にはその金額を控除後の残額

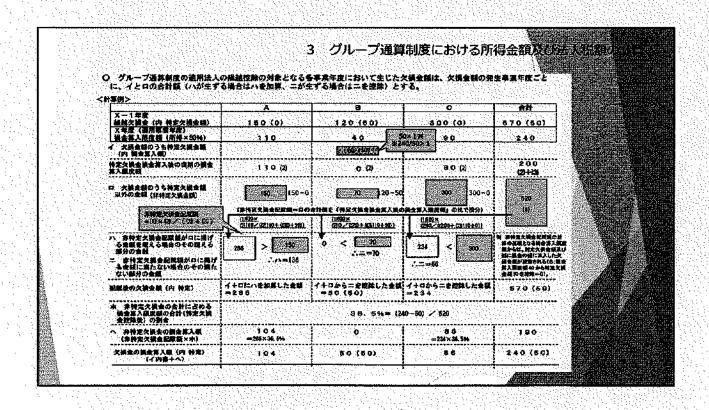
3 グループ通算制度における所得金額及び法人批額の

- 〇 欠損金の通算
 - · 非特定損金算入限度額
 - (2) 非特定損金算入限度額 (法64の7①三口)の計算

非特定損金算入 限度額

- ① その通算法人の10年内事
 - 業年度(X年度)の非特定 × 3 各通算法人の10年内事業年度(X 欠損金額 (X年度)の非特定 × 3 各通算法人の10年内事業年度(X
- ② 各通算法人の適用事業年度に係る 損金算入限度額の合計額(※1)
 - ③ 各通算法人の10年内事業年度(X 年度)に係る特定欠損金額以外の 欠損金額の合計額
- (※1) より古い10年内事業年度(X-1年度以前)の欠損金額及び10年内事業年度(X年度)の特定 欠損金額で、当期に控除される金額がある場合にはその金額を控除後の残額
- (※2) 「②の金額/③の金額(以下「非特定报金算入割合」といいます。)>1」となる場合には、その割合を1として計算します。





3 グループ通算制度における所得金額及び法人制度

○ 翌期繰越欠損金の計算

翌期繰越欠損金 = 前事業年度の翌期繰越欠損金 - 損金算入欠機金額

※ 損金算入欠損金額(法64の7①四)

その通算法人の10年内事業年度において生じた特定欠損金額のうち、特定 損金算入限度額に達するまでの金額 (法64の7①四イ) その通算法人の10年内事業年度において生じた特定欠損金額以外の欠損金額に非特定損金算入割合を乗じて計算した金額(法64の7①四口)

3 グループ通算制度における所得金額及び基本保護の

- 欠損金の通算の遮断措置(法64の74)、⑤)
 - 通算法人の繰越欠損金の損金算入額を計算するための自己の計算要素 (その通算法人の損金算入限度額や繰越欠損金など)が変動する場合。
 当初申告で他の通算法人との間で授受した非特定欠損金額及び損金費。
 限度額を固定する調整をした上で、自己のみで繰越欠損金の損金算
 を再計算
 - → 次の(1)及び(2)の合計額が損金の額に算入される(法64の7⑤)
 - (1) 当初申告における被配賦欠損金控除額(法64の7⑤一)
 - (2) 自己のみで再計算した場合における繰越欠損金の損金算入額(法64の7⑤二)

3 グループ通算制度における所得金額及び表現物質

- 欠損金の通算の遮断措置
 - 当初申告における被配賦欠損金控除額(法64の7⑤一)

複配號欠額金營業額 ⇒ 被監察欠過金器 (其1) ★ 非特定報金買入割合(其2)

(法64の7()三つ)

(流64の7①ニハ)

叙記院欠済金額とは非特定欠済金配款製が自己の特定欠損金額以外の欠損金額を超える場合の、その超える 部分の金額をいい、他の選算法人から特定欠損金以外の欠損金額の配賦を受けた金額をいう。

なお、お特定欠損金額短線とは、次の算式により計算した金額をいいます。

各通算法人の10年内事業年度 (X年度)に係る特定欠損金 × 以外の欠損金額の合計報 非特定父族企配製練 =

その通算法人の適用療法年度の損金算入機使課 (米3)

各通算法人の適用事業年度に係る損金算入限改額 (第3)の合計額

(※2) 非特定担金質入割合とは次の算式により計算した割合をいいます。

各議算法人の適用事業年度に係る損金算人制度額の合計額(※3)

森特皮提会提入割会 =

各通算法人の10年内享兼年度(X年度)に係る特定欠損金額以外 の欠損金額の合計額

(※3) より合い10年内事業年度(X-1年度以前)の欠損金額及び10年内事業年度(X年度)の特定欠損金額で、 高期注除される金額がある場合にはその金額を控除後の機額。

3 グループ通算制度における所得金額及びための

- 欠損金の通算の遮断措置
 - (2) 自己のみで再計算した場合における繰越欠損金の損金算入額(法64の 8
 - → 調整後の繰越欠損金 (①) のうち調整後の損金算入限度額 (②) に達するま での金額
 - ① 調整後の繰越欠損金
 - ・・・自己の繰越欠損金から、当初申告において他の通算法人に配賦して 金算入された繰越欠損金を控除した金額
 - ② 調整後の損金算入限度額
 - ・・・修更正後の損金算入限度額に一定の調整を行った金額

3 グループ通算制度における所得金額及び落業機構は

- 欠損金の通算の遮断措置
 - (2) 自己のみで再計算した場合における繰越欠損金の損金算入額(法64の)の
 - ① 調整後の繰越欠損金

自己の繰越欠損金 - 当初申告における配賦欠損金控除額

配賦欠損金控除額 = 配賦欠損金額(※1) × 非特定損金算入割合(※2)

(法64の7①二二)

(法64の7①三口)

- (※1) 配賦欠損金額とは非特定欠損金配賦額(※2)が自己の特定欠損金額以外の欠損金額に 満たない場合の、その満たない部分の金額をいい、他の通算法人に特定欠損金以外の欠損金 額を配賦した金額をいう。
- (※2) 非特定欠損金配賦額及び非特定損金算入割合については、51ページ(1)の算式を参照

3 グループ通算制度における所得金額及び法人投稿。

- 欠損金の通算の遮断措置
 - (2) 自己のみで再計算した場合における繰越欠損金の損金算入額(法64の場合)
 - ② 調整後の損金算入限度額

修更正後の損金算入限度額 + 当初損金算入超過額

- (当初損金箅入不足額×損金箅入不足割合) 被配賦欠損金經驗額
- → 修更正の際には、次のイ~ハは、当初申告の金額に固定される。
 - イ 他の通算法人から配賦されて使用した損金算入限度額(被配賦による損金算入 限度額の増加)
 - ロ 他の通算法人に配献して使用された損金算入限度額(配賦による損金算入)
 - 八 他の通算法人から配賦を受けて自己が損金算入した非特定欠損金額に表質で 済の損金算入限度額(損金算入による損金算入限度額の減少)

3 グループ通算制度における所得金額及び洗人機額

- 欠損金の通算の遮断措置
 - (2) 自己のみで再計算した場合における繰越欠損金の損金算入額(法64の)を
 - ② 調整後の損金算入限度額

- 当初損金算入超過額とは、次の①の金額が②の金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいいます。
- ① 当初申告書に添付された書類に法人税法第57条第1項の規定により損金の額に算入される金額として記載された金額
- ② その通算法人の当初申告書に添付された書類に記載された損金算入限度額
- 2 当初損金算入不足額とは、上記①の金額が②の金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいいます。
- 3 損金算入不足割合とは、次の算式により計算した割合をいいます。

撰金算入不足割合 =

各道算法人の当初損金算入超過額の合計

各通算法人の当初損金算入不足額の合計

3 グループ通算制度における所得金額及び法人以前の

○ 設例 (欠損金の通算)

	The state of the s			11000128700012870101288928598
法人名	親法人		并是一个 子法人	
///	P社	\$1社	\$2社	\$3社
	自 X年4月1日	自 X年4月1日	自 X年4月1日	自 X年4月1日
事業年度	至 X+1年3月31日	至 X + 1 年 3 月 31日	至 X+1年3月31日	至 X+1年3月31日
	(期限内)	(期限内)	(期限内)	(期限内)
欠損控除前所得金額	14,000	6,800	4,150	0
前期からの繰越欠損金	5,700	4,8 50	4,600	700
うち 特定欠損金額	2,200	3,050	4,600	0
非特定欠損金額	3,500	1,800	0	700

※ 本件通算法人は中小通算法人に該当しないものとする。

~~

3 グループ通算制度における所得金額及び表人格類の

〇 解答 (欠損金の通算)

er Vita har tari diberakan berakan 1	禁退人	SEA 子生人			444	
	24	812	\$2 8	\$ 3 24	\$1 1	
HALLET CO. C.			azeni izabi			
欠担权单部所存金额	14,000	6,800	4,150	0	24,95	
対関からの経過交替金	5,760	4,850	4,600	700	18.8	
うち 印井東久望金橋	2,200	3,050	4,600	3.94 (1.17 to 1.17 0	9,84	
②非转直火装金器	1,500	1,800	C	100	8,00	
# CODY SERVING		0.00			5 7 2 2 3	
(20×50%)	7,000	3,400	2,075		18,47	
(前人軍士提 內) 蘇克斯人英金斯主持	N - 450, - 3				37.2797.59	
(die (Sodit/Dodst) Ri	2,200 (2,200)	3,050 (3,050)	4,150 (4,150)		9,400 (9,400)	
展力マコカが1を加えるとさば1	ENTERNA CO	Anna mad	A00.000			
の特定大規章禁錮金等入後の基所の設定等入	4,900	350		3,77,767,444	41.00	
現状観 [四から本内像主理論]	~~~	***	1,000	1873000	8,11	
が建文領土際以外の文領会職	3,500	1,800		700	6,0	
D非特定欠福金联联研	5.592	401	47 A 4 7 4 4	3,112,12	1988 A.	
(mooth x C/Coan)		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1200 SAN 1 A	315.7179.15	6.64	
(4. (4. (4. (4. (4. (4. (4. (4. (4. (4.	2,092	3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 es 0		2,0	
(金-4) 助金数欠据金	274 - 75 - 250 254 0	1,392	1745 - 276 t g	700	2,0	
字件定文理会第 【①+等又让①①】	6,592	403	0	100000000000000000000000000000000000000	6,D	
5.养特定销金牌入新会	(A. W. 1914)		51.3%	A. A. Hinglight		
[(性の合計-位の用の合計) 内の合計]	V		21.28			
B体特定调查原入应度额(内 调金等入础) [個×鐵]	2,866 (2,666)	209 (209)	. 0		3,0	
(支佐、内)以入業本能の職主権な	5,066 (2,200)	3,259 (3,058)	4,150 (4,150)		12,475 (9,40)	
[经济資本资内景]	(Marie Carlos Ca	2, 21, 3, 2, 127,	40,000,000,000	.14 9 44 44.3	250 000 0000	
建设数字字章 第四字章						
5階全算入党組会長(内 特定) 【紹介書←前×司】	1,994 (2,200)	1973 (3,050)	4,350 (A.150)		11,154 (9.40)	
B別は雄大銀金額(今 特定) √D~砂】	1.705 (0)	877 (0)	450 (450)	700 (0)	4,656 (450)	

3 グループ通算制度における所得金額及び法人投票

〇 税額の計算

通算法人の適用税率

通算法人の法人税率は、通算法人ごとに次の区分に応じた税率を適用する (法66、措法67の2、措法68)。

	89		
	大通算法人(法 66①)	23, 2%	
普通	中小通算法人(法 66①⑤)	23, 2%	19% (15%)
法人	特定医療法人 (措法 67 の 2)		
協問租	下配以外 (住 66@)	19%	(15%)
合符	特定の協同組合等 (推独 68)	19%(※2)	(15%)

- (※1) 括弧内は中小企業督等の特例税率(描法42の3の2)
- (※2) 年10億円超の部分については、22%
- (※3) 「大通算法人」とは、通算法人である普通法人又はその普通法人の各事業年度終了の日において 人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人がその各事業年度終了の 資本金の間又は出資金の額が1億円を超える法人等一定の法人に該当する場合におけるその普通機

3 グループ通算制度における所得金額及砂造人制額の

〇 税額の計算

軽減対象所得金額

軽減対象所得金額とは、次の算式により計算した金額(その中小通算法人が通算子法人である場合において、その事業年度終了の日が通算親法人の事業年度終了の日でないときは800万円を月数あん分した金額)をいう(法66の、措法42の3の2③二、三)。

①その中小通算法人(自己)の当該各事業年度の所得の金銭

年所得800万円 ×

①の金額 + ②当該各事業年度終了日と同日に終了する他の 中小通算法人の事業年度の所得の金額(グループ合計所得)

3 グループ通算制度における所得金額及び表入が額の

〇 税額の計算

軽減対象所得金額の計算における修正申告等による影響の遮断措置

修正申告等により通算グループ内の通算法人の所得の金額が増減したとしても、軽減対象所得金額は変動せず、修更正による影響が遮断される措置(法66®、措法42の3の2③二、三)

なお、転記ミスの場合には、転記先の法人は修更正の対象となる。

3 グループ通算制度における所得金額及り走場税額

〇 税額の計算

軽減対象所得金額の遮断措置の不適用(全体再計算)

次の①から③までのいずれかに該当するときは、この遮断措置は適用されず、修更正後の所得の金額に基づき各通算法人の軽減対象所得金額の再計算(全体再計算)を行うこととなる(法669、措法42の3の2③二、三)。

- ① 修更正により、通算グループ内の中小通算法人等の所得金額が期限内申告書に所得の金額として記載された金額と異なる場合において、その記載された金額を軽減対象所得金額の算式の所得の金額とみなす規定(法66®、措法42の3の2③二、三)を適用しないものとしたとき、軽減対象所得金額の算式の分母の金額(各中小通算法人等の所得の金額の合計額)が800万円以下である場合
- ② 通算法人の全てについて、期限内申告所得金額が零又は期限内申告欠損金額があるなど一定の要件に該当する場合(法64の5®)
- ③ 欠損金額の繰越期間に対する制限を潜脱するためや、離脱法人に欠損金を指定 せるためあえて誤った当初申告を行うなど法人税の負担を不当に減少させる結果 なると認められるため、税務署長が通算グループ内の全法人について損益を発 を正当額で再計算する場合(法64の5®)

3 グループ通算制度における所得金額及び法人批額の

○ 租税特別措置法等の改正

通算制度への移行に伴い、例えば、次の措置法等の改正が行われた。

- ① 外国税額控除
- ② 研究開発税制
- ③ 交際費等の損金不算入

なお、上記以外の個別制度についても、個別計算を原則としつつ、それぞれの制度**認言。自然** 等を勘案した適切な仕組みに見直され、それぞれ必要な経過措置が講じられている。

○ グループ法人税制等の見直し

通算制度への移行に伴い、次の制度について、グループ法人税制への移行や、単体納税制度が 見直しが行われた。

- ① 受取配当等の益金不算入制度 (持株割合の判定方法・関連法人株式等に係る配当等の配 控除する負債利子の額)
- ② 寄附金の損金不算入制度(損金不算入限度額の計算式)
- ③ 貸倒引当金(対象となる金銭債権の範囲)
- ④ 資産の譲渡に係る特別控除額の特例(定額控除限度額)



計算用紙 (損益通算)

		親法人		子法人	
	(当初申告)	P-社 (期限内)	S1社 (期限内)	S2社 (期限内)	S3社 (期限後)
通算	章前所得(欠損)金額				
	通算前所得金額の合計額				
損益通算	通算前欠損金額の合計額				
通算	通算対象所得金額				
	通算対象欠損金額				
損益	甬箅後所得(欠損)金額				

		親法人		子法人	
	(修正申告)	P社 (期限内)	\$1社 (期限内)	.S2社 (期限内)	S3社 (期限後)
通	算前所得(欠損)金額 (当初申告)				
- 	関査による増差所得				
通	算前所得(欠損)金額 (正当金額)				
	通算前所得金額の合計額				
損益	通算前欠損金額の合計額				
損益通算	通算対象所得金額				
	通算対象欠損金額				
損益					

計算用紙(欠損金通算)

	親法人	子法人			合計
	P社	S 1社	S 2社	S 3社	
这列条件 。					
①欠損控除前所得金額					
②前期からの繰越欠損金					History en la co
うち ③特定欠損金額					
④非特定欠損金額					
欠損金額の損金算入額の計算					
⑤損金算入限度額					
⑥特定損金算入限度額(內 損金算入額)					
⑦特定欠損金額損金算入後の当期の損金算入 限度額					
⑧特定欠損金額以外の欠損金額					
⑨非特定欠損金配賦額					
⑩被配賦欠損金額					
①配賦欠損金額					
②非特定欠損金額					Nes References
⑬非特定損金算入割合					
④非特定損金算入限度額(内 損金算入額)					
欠損金額の損金算入額(内 特定)					
翌期繰越欠損金額の計算。	g Lot He				
⑮損金算入欠損金額(内 特定)			3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		YOUNG WARRANT AND A STATE OF THE STATE OF TH
翌期繰越欠損金額(内 特定)					

審理事務研修 II 外国子会社合算税制について





※ 音声のボリュームは、各自のパソコンで設定・調整してください。 (音声が聞こえない場合は、ヘッドホンやパソコンの設定が『消音』になっていないか確認して確認方法:スタート→設定⇒システム⇒サウンド⇒ボリューム:×印は消音。スライドを動か解除する。)

※ 一時停止する場合は右クリックし、「一時停止」を選択してくだ。 課税第二部 法人課税課

目次

- 1 制度の概要
- 2 外国関係会社等の判定
- 3 課税対象金額の算定等
- 4 申告書審理の確認手順
- 5 演習問題

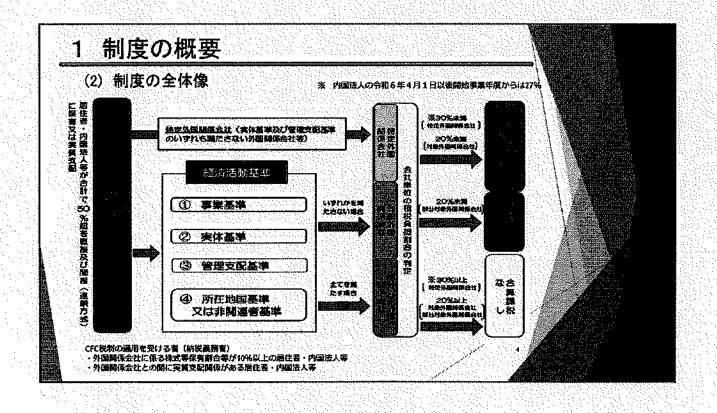
1 制度の概要

(1) 制度の趣旨

内国法人が、実質的活動を伴わない外国子会社等を通じて国際取引を行うことによって、内国法人が直接国際取引をした場合より税負担を軽減・回避し、結果として我が国における課税を免れる事態が生じ得る。CFC税制は、このような租税回避行為に対処するため、外国子会社等がペーパー・カンパニー等である場合又は経済活動基準のいずれかを満たさない場合には、その外国子会社等の所得に相当する金額を、内国法人の所得(収益)の額とみなし、その所得の額を合算して課税する制度である。【会社単位の合算課税】

また、外国子会社等が経済活動基準を全て満たす場合であっても、実質的活動のない事業から得られる所得(いわゆる受動的所得)については、内国法人の所得(収益)の額とみなし、その所得の額を合算して課税することとしている。

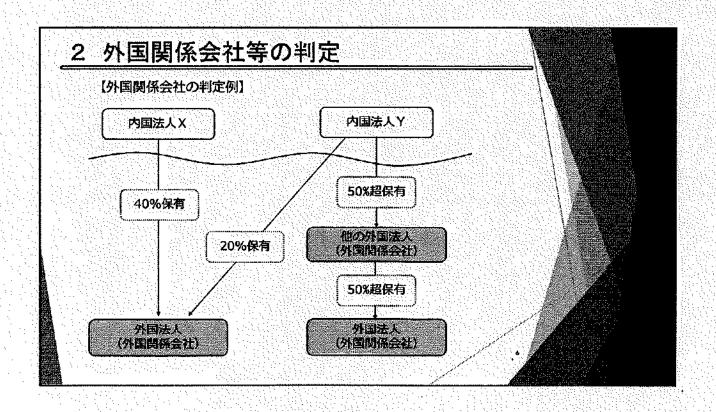
【受動的所得の合箅課税】



(1) 外国関係会社

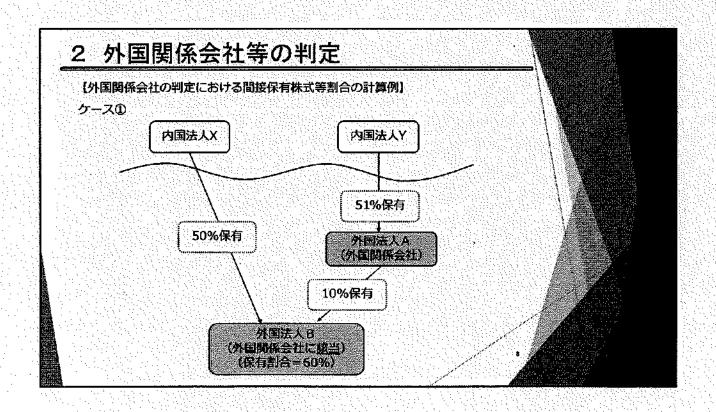
外国関係会社とは、居住者・内国法人等が<u>直接又は間接に50%を超える特</u>分を有する外国法人及び居住者・内国法人との間に実質支配関係のある外国法人をいい、次に掲げる外国法人とされている(措法66の6②一)。 なお、外国関係会社の判定は、外国法人の各事業年度終了時の現況により 行う(措令39の20①)。

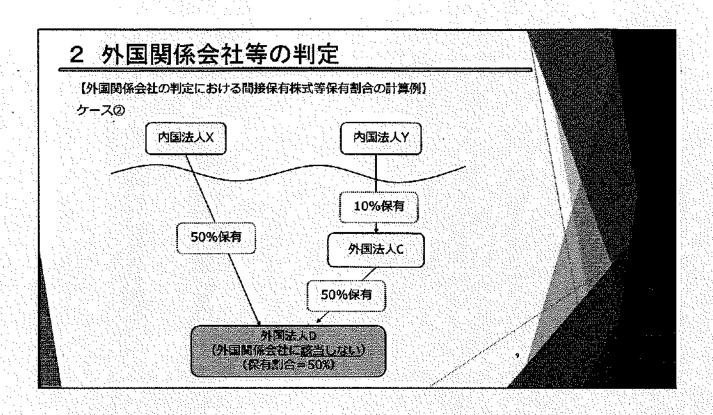
- イ 居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者及び口に掲げる外国法人(以下「居住者等株主等」という。)の外国法人(口の外国法人を除く。以下イにおいて同じ。)に係る次に掲げる割合のいずれかが50%を超える場合におけるその外国法人
 - (イ) 居住者等株主等の外国法人に係る直接保有株式等保有割合及び居住者等株主等 のその外国法人に係る間接保有株式等保有割合を合計した割合
 - (II) 居住者等株主等の外国法人に係る直接保有議決権保有割合及び居住者等株主等のその外国法人に係る間接保有議決権保有割合を合計した割合
 - (A) 居住者等株主等の外国法人に係る直接保有請求権保有割合及び居住者等株主等 のその外国法人に係る間接保有請求権保有割合を合計した割合
- 口 居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある外国法人
- 八 外国金融機関に該当する外国法人で、外国金融持株会社等に該当する部分対象 国関係会社との間に一定の関係がある外国法人



※ 外国関係会社の判定における間接保有株式等の考え方

外国関係会社の判定における間接保有株式等とは、居住者等株主等が判定の対象となる外国法人の株主等である外国法人の発行済株式等を50%超保有している場合等に、居住者等株主等がその株主等である外国法人を通じて間接に保有する株式等をいう(措法66の6②一イ(I)、措令39の14の2②)。したがって、他の内国法人を通じて保有する外国法人の株式等は、間接保有株式等には含まれず、内国法人と外国関係会社の判定対象となる外国法人との間に他の内国法人が介在している場合は、その「他の内国法人」において、CFC税制の適用を検討することとなる。





※ 実質支配関係とは

居住者又は内国法人(以下「居住者等」という。)と外国法人との間にイ及び口に掲げる事実その他これに類する事実が存在する場合におけるその居住者等とその外国法人との間の関係とされている(措法66の6②五、措令39の16①)。

なお、措法66の6②一イの規定(株式等保有割合等)に基づいてその外国法人が外国関係会社に該当する場合には、実質支配関係の判定は行わない(措令39の16①括弧書)。

- イ 居住者等が外国法人の残余財産のおおむね全部について 分配を請求する権利を有していること。
- 口 居住者等が外国法人の財産の処分の方針のおおむね全部を決定することができる旨の契約その他の取決めが存在すること。

(2) 納税義務者の範囲

外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人は、外国関係会社の持株割合、議決権制 求権割合(以下「持株割合等」という。)の10%以上を直接及び間接に有する内国法人 具体的には、イないし二に掲げる内国法人とされている(措法66の6①一~四)。 なお、納税義務者の判定は、外国関係会社の各事業年度終了時の現況により行う(指 20①)。

- イ 直接及び間接の持株割合等が10%以上である内国法人
- ロ 実質支配関係のある内国法人
- 八 内国法人との間に実質支配関係のある外国関係会社の他の外国関係会社に係る直接及び間 の持株割合等が10%以上である場合の当該内国法人(上記イを除く)
- 二 直接及び間接の持株割合等が10%以上である同族株主グループに属する内国法人

※ 納税義務者の判定における間接保有の考え方

判定対象となる外国関係会社との間に1又は2以上の外国法人が介在し、株式等の保関係にある場合の間接保有割合の計算は、各連鎖段階の持株割合を乗じて計算するは 算方式による(措令39の14③)。

外国関係会社等の判定 【納税義務者の判定における間接保有のイメージ】 内国法人X 内国法人Y 80%保有 80%保有 5%保有 外国関係会社C 外国関係会社A 10%保有 10%保有 外国法人D 外国法人B 持株割合 持株割合 80%×10%=8% 5%+80%×10%=13%

(3) 特定外国関係会社

特定外国関係会社とは、次のイないし八に掲げる外国関係会社とされている(措定 6②二)。

イ ペーパー・カンパニー

次のいずれにも該当しない外国関係会社とされている(措法66の6②ニイ)。

- (イ) その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設 有している外国関係会社(実体基準)
- (a) その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係会社(管理支配基準)
- (川) 外国子会社に係る持株会社である一定の外国関係会社
- (二) 特定子会社に係る持株会社である一定の外国関係会社
- (木) 特定不動産、資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社
- ※ 税務当局が、外国関係会社について上記(イ)ないし(ホ)に該当することを明らかに 書類等の提出を求めた場合において、その提出がないときには、その外国関係 は、上記(イ)ないし(ホ)に該当しないものと推定されることになる(措法66の60)

2 外国関係会社等の判定

ロ 事実上のキャッシュ・ボックス

総資産に比べて剰余金の配当等の受動的所得の占める割合が高い外国関係会社であり、その総資産額に対する一定の受動的所得(措法66の6億一から七まで及び八から十までに掲げる金額)の合計額が30%を超え、かつ、総資産額に対する有価証券等の資産の額の合計額の割合が50%を超える外国関係会社とされている(措法66の6億二回)。

なお、受動的所得のうち保険所得については、収入保険料に占める非関連 者等収入保険料の割合などを基に事実上のキャッシュ・ボックスの判定を行 うこととされている(措法66の6②二八)。

ハ ブラック・リスト国に所在する外国関係会社

税に関する透明性向上に向けた進捗が見られない国・地域としてOECD。G20が公表する、いわゆる「ブラック・リスト」の掲載国・地域を参考にしながら、租税に関する情報の交換に関する国際的な取組への協力が著しる不十分な国又は地域を財務大臣が指定し、その国又は地域に本店又は主だる事務所を有する外国関係会社とされている(措法66の6②二二)。なお、令和6年9月現在、指定された国又は地域はない。

(4) 対象外国関係会社

対象外国関係会社とは、次のイないし二の要件(経済活動基準)のいずれかに該当しない外国関係 定外国関係会社に該当するものを除く。)とされている(措法66の6②三)。

- 外国関係会社の主たる事業が、特定事業(一定の株式等の保有、債券の保有、工業所有権や著作権等 供、船舶や一定の航空機の貸付け)でないこと。
- ロ 実体基準 (措法66の6②三口)
 - 外国関係会社が、その本店所在地国において、主たる事業を行うために必要と認められる事務所、追議 工場その他の固定施設を有すること
- 八、智理支配基準(指法66の6②三口)
- 外国関係会社が、その本店所在地国において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること。 二、非関連者基準又は所在地国基準
- (イ) 非関連者基準 (措法66の6 ②三八川)
 - 主たる事業が、卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は物品賃貸業 (航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。)である場合、その事業を主として関連者以外の者との 間で行っていること
- (0) 所在地園基準 (措法66の6②三八(2))
 - 主たる事業が前記(イ)以外の事業である場合、その事業を主として本店所在地国において行うでき
- ※ 税務当局が、外国関係会社について経済活動基準に該当することを明らかにする書類等の提供 合において、その提出がないときには、その外国関係会社は、経済活動基準の要件に該当しな されることになる(措法66の6億)。

2 外国関係会社等の判定

(5) 部分対象外国関係会社

部分対象外国関係会社とは、経済活動基準の全てに該当する外 国関係会社(特定外国関係会社に該当するものを除く。)とされ ている(措法66の6②六)。

なお、銀行業、金融商品取引業又は保険業を行う一定の部分対 象外国関係会社を外国金融子会社等という(措法66の6②七)。

部分対象外国関係会社に該当する場合は、会社単位の合算課税 はされないが、剰余金の配当等や受取利子等の受動的所得(特定 所得)を有する場合は、その部分についてのみ合算の対象となる (措法66の6⑥)。

(6) 特定所得の範囲

特定所得の金額とは、次の金額をいう(措法66の66)。

イ 剰余金の配当等

ト その他の金融所得

口 受取利子等

チ 保険所得

ハー有価証券の貸付けの対価

固定資産の貸付けの対価

有価証券の譲渡損益

ヌ無形資産等の使用料

ホーデリバティブ取引に係る損益 ル 無形資産等の譲渡損益

へ
外国為替差損益

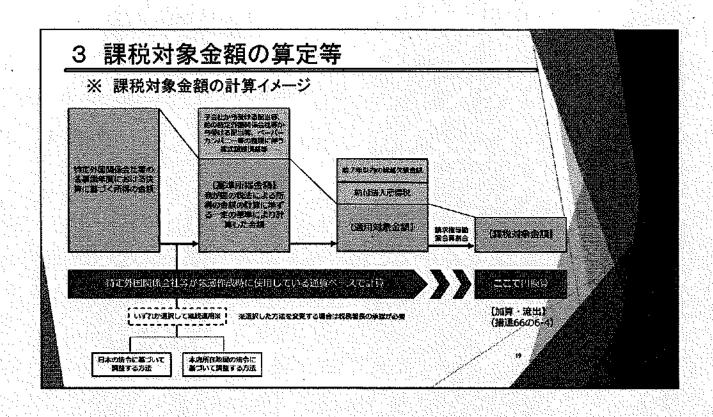
ヲ 異常所得

※ 外国金融子会社等の特定所得の金額は、異常な水準の資本 に係る所得及び上記りないしヲの所得とされている(措法 66の6⑧)。

3 課税対象金額の算定等

(1) 概要

内国法人に係る特定外国関係会社及び対象外国関係会社 (以下「特定外国関係会社等」という。) が、各事業年度に おいて適用対象金額を有する場合において、請求権等勘案合 算割合を乗じて計算される課税対象金額に相当する金額は、 その内国法人の収益の額とみなして、特定外国関係会社等の 各事業年度終了の日の翌日から2ヶ月を経過する日を含むそ の内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に 算入する(措法66の6①、措令39の14①)。



(2) 基準所得金額の算定

基準所得金額は、原則として、特定外国関係会社等の各事業年の決算に基づく所得の金額につき、日本の法人税法の規定(本邦法令)の例に準じて算定した金額と当該各事業年度において納付する法人所得税の合計額から子会社から受ける配当等の額等を控除して算定するが、本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定(外国法令)により算定した所得の金額に所定の調整を加える方法により算定することもできる(措令39の15①②)。

ただし、一旦選択した方法を変更する場合にはあらかじめ納税 地の所轄税務署長の承認を受けなければならないとされている (措令39の15⑩)。

※ 本邦法令を選択する場合はP/Lを、外国法令を選択する場合はその外国における申告所得をベースにそれぞれ基準所能 金額を計算することとなる。

(3) 適用対象金額の算定

基準所得金額から、特定外国関係会社等の当該各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額及びその各事業年度において<u>納付することとなる</u>法人所得税の額(<u>確定した</u>法人所得税の額)を控除して計算する(措令39の15⑤)。

なお、ここでの欠損金額とは、基準所得金額がマイナスとなる場合の金額となるが、対象となる外国法人(外国関係会社)が特定外国関係会社等に該当しなかった事業年度又は適用免除規定(措法66の6⑤)により合算課税が免除される事業年度において生じた欠損金額については含まれない(措令39の15億一、⑦)。

3 課税対象金額の算定等

(4) 課税対象金額の算定

適用対象金額に、特定外国関係会社等の各事業年度終了の時における請求權等勘案 じて計算する(措法66の6①、措令39の14①)。

- イ 請求権等勘案合算割合
 - 「請求権等勘案合算割合」とは、次に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ次に定め れている(措令39の14②一)。
 - (イ) 内国法人が外国関係会社の株式等を直接又は他の外国法人を通じて間接に有してい 外国関係会社の発行済株式等のうちにその内国法人の有する外国関係会社の請求権等 株式等の占める割合
 - (0) 外国関係会社が内国法人に係る被支配外国法人に該当する場合は、100%
 - (川) 内国法人に係る被支配外国法人が外国関係会社の株式等を直接又は他の外国法人を通じ接に有している場合は、外国関係会社の発行済株式等のうちにその内国法人に係る被支配法人の有する外国関係会社の請求権等勘案保有株式等の占める割合
 - (二) (イ)及び(川)に掲げる場合のいずれにも該当する場合は(イ)及び(川)に定める割合を合計し
- □ 請求権等勘案保有株式等
 - 「請求権等勘案保有株式等」とは、内国法人又はその内国法人に係る被支配外国法人 外国法人の株式等の数又は金額と請求権等勘案間接保有株式等を合計した数又は金額 令39の14②二)。
 - (注) 請求権勘案間接保有株式等の計算における間接保有割合の計算は各連鎖原 乗じて計算するいわゆる掛け算方式によることとされている。

(5) 課税対象金額の円換算

課税対象金額の計算は、全て特定外国関係会社等の会計帳簿の作成に使用されている通貨ベースで計算し、内国法人の所得に合算する際に円貨ベースに換算する(措通66の6-4、66の6-19)。

原則:合算対象となる特定外国関係会社等の事業年度終了の日の翌日から2ヶ月を経過する日の電信売買相場の仲値 (TTM)

例外: 内国法人の上記の2ヶ月を経過する日を含む事業年度終了の日の電信売買相場の仲値(TTM)

・継続適用が条件

・複数の特定外国関係会社等を有する場合は全ての特定 外国関係会社等に適用

- 2

3 課税対象金額の算定等

- (6) 会社単位の合算課税の適用免除
 - イ 特定外国関係会社の適用対象金額に係る適用免除 特定外国関係会社については、租税回避リスクが高いことから、日本の法人税の実効税率等を参考に、想定される租税 回避リスクや企業の事務負担等を勘案して、各事業年度の租 税負担割合が30%以上(内国法人の令和6年4月1日以後に 開始する事業年度については27%以上)の場合におけるその 事業年度に係る適用対象金額について、合算課税の適用を免 除することとされている(措法66の6⑤一、令5改正法附則 48①)。
 - 口 対象外国関係会社の適用対象金額に係る適用免除 対象外国関係会社については、各事業年度の租税負担割合 が20%以上の場合におけるその事業年度に係る適用対象金額 について、合算課税の適用を免除することとされている(措 法66の6⑤二)。

(7) 租税負担割合の計算

租税負担割合は、外国関係会社の各事業年度の所得に対して課される租税の額を 当該所得の金額で除して計算した割合とされている(措令39の17の2①)。 この租税負担割合の計算については、事業年度ごとに次の算式で計算する。

A 無税国に所在する外国関係会社以外の外国関係会社

本店所在地国で 本店所在地国以外の国・地域で 課される外国法人税 ** 課される外国法人税

本店所在地 本店所在地 操业算 機金算入 禁金算 遠付外 国の法令に + 国の法令で + 入支払 + 入外国 + されない + 入すべ - 国法人 基づく所得 非課税とさ 配当 法人税 保険準備 き保険 税 れる所得 金 準備金

B 無税国に所在する外国関係会社

本店所在地園以外の園・地域で課される外鐵法人税

決算に基づ、費用計上 費用計上 調金算入 益金算 受取 透付外国 《所得(会計+している+している+されない+入すべー 配当 — 法入税 上の利益) 支払配当 外国法人 保険準備 き保険 税 準備金

3 課税対象金額の算定等

- (8) 部分適用対象金額に係る合算課税の要点
 - イ 会社単位の合算課税における経済活動基準(事業基準、実体基準、管理支配基準、非関連者基準・所在地国基準)を全て満たして会社単位の合算課税が適用されない場合であっても、特定所得の金額を有する場合には、その特定所得の金額に係る部分適用対象金額に請求権等勘案合算割合を乗じて計算した金額(部分課税対象金額)に対して合算課税が適用される(措法66の6.6)。
 - □ 部分課税対象金額をまずは外貨建て(部分対象外国関係会社の会計帳簿の作成 に使用されている通貨)で計算し、その金額を円換算する(措通66の6-4、 66の6-19)。

原則:部分対象外国関係会社の事業年度終了の日の2ヶ月後のTTM 例外:部分課税対象金額を合算する内国法人の事業年度終了の日のTTM

- 八 適用免除基準あり(措法66の6⑩) 租税負担割合基準…租税負担割合が20%以上 金額基準…部分適用対象金額が2,000万円以下 割合基準…部分適用対象金額/決算に基づく所得の金額に相当する金額≤5%
- 二 合算所得は別表4で加算・流出



4 申告書審理の確認手順

- ① 外国関係会社・納税義務者の確認【別表17(3)付表1】
- ② 特定外国関係会社の該当性の確認【別表17(3)付表2】 ⇒特定外国関係会社に該当する場合は④へ ただし、租税負担割合が30%(令和6年4月1日以後開始事業年度 は27%)以上の場合、合算課税は免除されるため検討終了。 特定外国関係会社に該当しない場合は③へ
- ③ 経済活動基準の確認【別表17(3)付表2】 ⇒経済活動基準のいずれかを満たさない場合は④へ 経済活動基準の全てを満たす場合は⑤へ ただし、いずれの場合も租税負担割合が20%以上の場合、合算課税は免除されるため検討終了。
- ④ 会社単位の合算所得(課税対象金額)の確認(別表17(3の2) ⇒合算所得は別表4で加算・流出とする。

4 申告書審理の確認手順

- ⑤ ③の経済活動基準の全てを満たす場合の特定所得の確認 【別表17(3の3)、(3の4)】
- ⑥ 特定所得がある場合の適用免除基準の確認【別表17(3の3)、(3の4)】⇒適用免除基準を満たす場合には特定所得の合算課税は行わない。
- ⑦ 合算課税をした場合の二重課税の排除・外国税額控除

【別表17(3の5)、6(2)、6(2の2)】

・受取配当等益金不算入 【別表17(3の7)、17(3の8)、8(2)】

5 演習問題

次の事実関係を基に、内国法人の令和6年3月期のCFC 税制に係る別表を作成してみましょう。

【事実関係】

- ・内国法人の名称 国税物産㈱ (3月決算、以下「国税社」という。)
- ・外国法人の名称 Tax Co. ltd. (A国所在、12月決算。以下「T社」という。)
- ・T社の概況 主たる事業は卸売業であり、A国に事業上必要な事務所を有する。 A国において事業の管理・運営を行っている。 2023/12期が設立2期目の決算となる。
- ・国税社のT社株式保有割合 80%(種類株式の発行はなし。)
- ・為替レート(A国の通貨単位=\$) R 6.2.29現在 \$1=150.00円(TTM)

5 演習問題

・ T社の2023/12期のP/Lは次のとおり(会計上の通貨単位は\$)。 なお、「Sales」は、全て卸売業から生じたものである。 また、「Dividend income」は、A 国に所在する X 社から2023年12 月に受け取った配当金であり、T 社は、X 社の全ての株式を2022年12 月から継続して保有している(X 社の合算課税については考慮不要)。

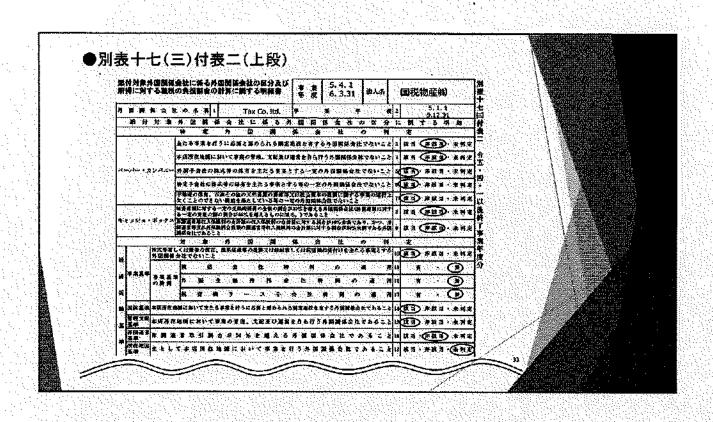
Income statement
For the year ended December 31,2023

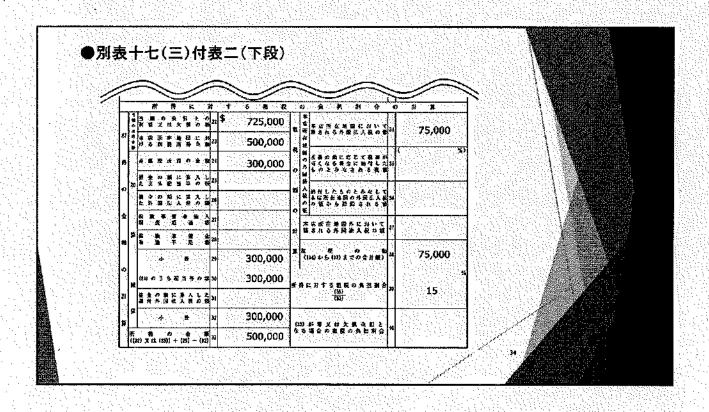
10,000,000 Sales (うち関連者分 8.000.000) Cost of Goods Sold 8,000,000 (うち関連者分 6,400,000) Gross Profit 2,000,000 Operating expenses 1,500,000 Dividend income 300,000 Profit before tax 800,000 Provision for Income tax 75,000 Net income 725,000

5 演習問題

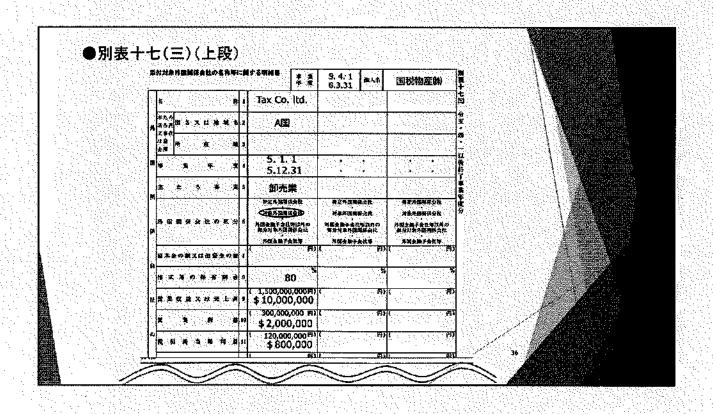
- ・A国では、A国内の法人から受け取る配当金には課税されない。
- ・A国では、支払配当等の額は損金の額に算入されない。
- ・基準所得金額の計算は本邦法令を選択している。
- ・T社のA国での申告事績は次のとおり。

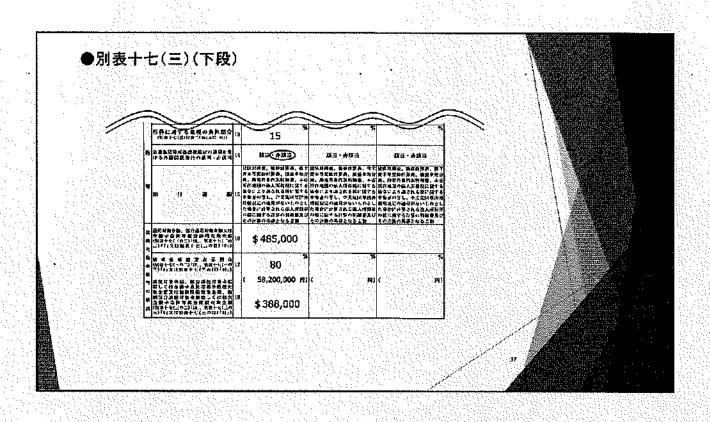
		1 1 5 5 5 5 7 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
事業年度	申告日	申告所得	法人所得税額
2022/12	2023.3.31	\$ 100,000	\$15,000
2023/12	2024.3.31	\$ 500,000	\$75,000





●別表十七	(三の二)			
	特定外間関係会社又は対象外間関係会社の道界対象。 概等の計算に関する可能質	* * 5.4.1 * * 6.3.31	国稅物產㈱	
	原 国 国 革 ≙ 性 ο 名 用 ι Tax Co. ltd	. 4 2 3 3 1	5. 1. 1. 9.12.31	± 3 0
	少成现在表现的			
	新井林上水田本本 : ((((((((((((((((((
	весняя сохоження з \$725,000	N		
	######################################			X
		•		
		"		•
		↑ ≱ 21	300,000	
		第 净 別 秀 走 # 22	500,000	
		線接大製造の5男教祭室 (30の数)		
	* # # 75,000	式薬中に前付することとなる 造 人 民 海 表 の 海	15,000	
	32-04-13-1-12-1-1998-19-19-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	京原学に進行を受けることをなる は 入 前 著 見 の 幸		
	× 李森杜から県は本間市場の報は、300,000	通 用 計 章 数 图 (22] — (21) — (24) + 254	485,000	
	的发酵系并是具質與試合性物点 實情の物質關鍵に確心的技術面質15	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	80	
	便凍対象監督等必領(5	田 波 株 金 株 m (26) x (27)	(58,200,000 ⁹) 388,000	35







ΥЬ.	I	関係会社の名	称	1		N. (1)		事	業	ŧ	B	₹ 2	- <u>- 1 - 1 - 1</u>	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :		
						## ##	54 (1		1		_	請求權保有割合				
	氏名又は名称		住所又は本店所在地		直接		間接			間接	1	1 .		接	突質支配關係	
		3		4			5	:::-: 6 -::-:	7	400	8	1 11	9	10) :	11
		本					%	%		%		6	%		%	有·無
	居	同族株主グループ (本人を除く。)		- 1111												
	建			1.1.1												
1	者															
			NI.													
F	力															
	国															
	法								No. 95 Aug.							
	等															
	<u> </u>	そ の 他														
4	 				No. 1 e e e e e e e e e e e e e e e e e e	1.000								1 0 0		
4						•		%			9	6			%	
£		名又は名称	住所又	ては本が	ह हि क	1 2 4 4 7 1	等值		議決	権保			:権 イ	· 果有智		类質支配機
	Ŧ.		住所入	くは本。 13	5 . 1 5 - 51 	1 2 4 4 7 1		₹有割合 4	議決	権 保	· 有割?	詩本		柴有 律	列合	17
7	Ŧ.		住所入		5 . 1 5 - 51 	1 2 4 4 7 1		有割合	議決!		有割る	詩本		44.1		1 114
) -	Ŧ.		住所入		5 . 1 5 - 51 	1 2 4 4 7 1		₹有割合 4	議決		· 有割?	詩本		44.1	列合	17
	Ŧ.		住所以		5 . 1 5 - 51 	1 2 4 4 7 1		₹有割合 4	議決!		· 有割?	詩本		44.1	列合	17
	Ŧ.		住所习		5 . 1 5 - 51 	1 2 4 4 7 1		₹有割合 4	議決		· 有割?	詩本		44.1	列合	17
	Ŧ.		住所 3		5 . 1 5 - 51 	1 2 4 4 7 1		₹有割合 4	議決		· 有割?	詩本		44.1	列合	17
	Ŧ.		住所 (本)		5 . 1 5 - 51 	1 2 4 4 7 1		₹有割合 4	議決		· 有割?	詩本		44.1	列合	17
	Ŧ.		住所 (生)		5 . 1 5 - 51 	1 2 4 4 7 1		₹有割合 4	議決!		· 有割?	詩本		44.1	列合	17
	Ŧ.		住所 ?		5 . 1 5 - 51 	1 2 4 4 7 1		₹有割合 4	雜次		· 有割?	詩本		44.1	列合	17
	Ŧ.		住所 ?		5 . 1 5 - 51 	1 2 4 4 7 1		₹有割合 4	議決		· 有割?	詩本		44.1	列合	17
	Ŧ.		住所 ?		5 . 1 5 - 51 	1 2 4 4 7 1		₹有割合 4	議決		· 有割?	詩本		44.1	列合	17
	Ŧ.		住所?		5 . 1 5 - 51 	1 2 4 4 7 1		₹有割合 4	雜.次.		· 有割?	詩本		44.1	列合	17
	Ŧ.		住所 ?		5 . 1 5 - 51 	1 2 4 4 7 1		₹有割合 4	議. 决.		· 有割?	詩本		44.1	列合	17

别

表

t

⑾

付表

令

Ŧ

四

後

度

分

特定外国関係会社又はx 領等の計算に関する明新	象外国 書	関	系会社の適用対象金	事年	業度	•	•	法人名	7		: : : :	
外国関係会社の	名称	1	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	事		業	年		度 2		•	•
i ë	用文	†	象金額及びま	県 和	锐 対	象 金	額	の割	算			
所得計算上の適用		3	本邦法令・外国法令		•				16			
当期の利益者しくは欠損の額又は		4		滅					17			
損金の額に算入した法人所	得税の額	5		12.00					18			
		6							19			
tu .		7		算					20			
		8				小	1	it	21			
		9		基	维 (所 4) + (11)	得 一 (2	金 1)	額 22			
		10		繰	越欠	損金の(30の	当	控除	額 23			
小計		11		当法	朝中に	納付す 所 得	るこ 税	ととな	る 額			
益金の翻に算入した法人所得別	の還付額	12		当其法	別中に 人	選付を受 所 得	するご 税	_ と と ! の	cる 2t			
或 子会社から受ける配当	等の額	13		適	用 (22) -	対 - (23) -	象 (24)	金 + (25)	額 26			
特定部分対象外国関係会 等の特定譲渡に係る譲渡	社株式 食利益額	14		1. 1.		等勤多	1400					%
控除対象配当等	の額	15		課	説	対 (26) ×	象 (27)	ŵ	柳 28	(円)
	欠		損金	i T	(O	内	彭	<u> </u>			
¥ 年 废	7466.4X	ŧ	済 欠 損 金 額当		期		除	額	11/11/11	(29)	繰 1	或 額
			29			30					31	
				7.7.3								
				. N. H.								
										Totalia Milys		
									N. N.			
		Ç.V										
, T. S					· .							
当 期 分	No.											
計												